

## 議 案 第 60 号

摂津市学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
摂津市学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月2日提出

摂津市長 森 山 一 正

### 提案理由

学校の体育館の冷暖房設備の使用料を定めるとともに、学校施設等の使用における権利義務に関する規定の整備を行うため、本条例を制定するものである。

### 摂津市学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例

摂津市学校施設等の使用に関する条例（平成11年摂津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条中「委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第11条とする。

第8条中「学校施設等を汚損し、又は破損した」を「故意又は過失により学校施設等を損壊し、又は滅失した」に、「その損害を」を「それによって生じた損害を市に」に改め、同条ただし書中「特別な」を「特別の」に、「認めた」を「認める」に改め、同条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（権利の譲渡等の禁止）

第8条 使用者は、学校施設等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第9条 使用者は、学校施設等の使用を終了したとき、又は第4条の規定により許可を取り消されたときは、その使用した学校施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承認を得たときは、この限りでない。

別表第2運動場の照明設備の項の次に次のように加える。

体 育 館 の 冷 暖 房 設 備	30分につき	100円
-------------------	--------	------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の摂津市学校施設等の使用に関する条例別表第2の規定は、令和5年4月1日以後の附属設備の使用に係る使用料について適用し、同日前の附属設備の使用に係る使用料については、なお従前の例による。